

改正案	現行
<p>（銀行の更生手続による合併の登記の添付書面） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 合併により株式の併合又は分割をしたときは、合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第二百十五 条第一項又は同法第二百十九条第一項の規定による公告をしたこ とを証する書面</p> <p>三丁六（略）</p> <p>七 合併により新株式会社が設立される場合には、次のイからニま でに掲げる書面</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとさ れる商法第四百十三条ノ二第二項に規定する額を証する書面</p> <p>二（略）</p> <p>八（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（銀行の更生手続による合併の登記の添付書面） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 合併により株式の併合又は分割をしたときは、合併転換法第五 条第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百十六 条第三項又は同法第二百二十条において準用する同法第二百十五 条第一項の規定による公告をしたことを証する書面</p> <p>三丁六（略）</p> <p>七 合併により新株式会社が設立される場合には、次のイからニま でに掲げる書面</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとさ れる商法第四百十三条ノ二第二項前段に規定する額を証する書 面</p> <p>二（略）</p> <p>八（略）</p> <p>3（略）</p>

(保険業を営む株式会社の更生手続による合併の登記の添付書面)
第四条の四 (略)

2 (略)

一 (略)

二 合併により株式の併合又は分割をしたときは、保険業法第一百五十九條第三項の規定により従つものとされる商法第二百十五條第一項又は同法第二百十九條第一項の規定による公告をしたことを証する書面

三 七 (略)

八 合併により新株式会社が設立される場合には、次のイ及びロに掲げる書面

イ 保険業法第一百五十九條第三項の規定により従つものとされる

商法第四百十三條ノ二第二項に規定する額を証する書面

ロ (略)

3 (略)

(協同組織金融機関の更生手続による合併の登記の添付書面)

第五条 (略)

2 (略)

一 二 (略)

三 合併により株式の併合又は分割をしたときは、合併転換法第五條第一項の規定によりその例によることとされる商法第二百十五

(保険業を営む株式会社の更生手続による合併の登記の添付書面)
第四条の四 (略)

2 (略)

一 (略)

二 合併により株式の併合又は分割をしたときは、保険業法第一百五十九條第三項の規定により従つものとされる商法第四百十六條第三項又は同法第二百二十條において準用する同法第二百十五條第一項の規定による公告をしたことを証する書面

三 七 (略)

八 合併により新株式会社が設立される場合には、次のイ及びロに掲げる書面

イ 保険業法第一百五十九條第三項の規定により従つものとされる

商法第四百十三條ノ二第二項前段に規定する額を証する書面

ロ (略)

3 (略)

(協同組織金融機関の更生手続による合併の登記の添付書面)

第五条 (略)

2 (略)

一 二 (略)

三 合併により株式の併合又は分割をしたときは、合併転換法第五條第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百十六

条第一項又は同法第二百十九条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

四〇八 (略)

九 合併により新株式会社が設立される場合には、次のイからニまでに掲げる書面

イ・ロ (略)

八 合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百十三条ノ二第二項に規定する額を証する書面

ニ (略)

3 (略)

一〇五 (略)

六 合併後銀行が存続する場合には、次のイからニまでに掲げる書面

イ (略)

ロ 合併により資本を増加するときは、合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百十三条ノ二第一項に規定する限度額を証する書面

八・二 (略)

(相互会社の更生手続による合併の登記の添付書面)

第九条 (略)

2 (略)

条第三項又は同法第二百二十条において準用する同法第二百十五
条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

四〇八 (略)

九 合併により新株式会社が設立される場合には、次のイからニまでに掲げる書面

イ・ロ (略)

八 合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百十三条ノ二第二項前段に規定する額を証する書面

ニ (略)

3 (略)

一〇五 (略)

六 合併後銀行が存続する場合には、次のイからニまでに掲げる書面

イ (略)

ロ 合併により資本を増加するときは、合併転換法第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法第四百十三条ノ二第一項前段に規定する限度額を証する書面

八・二 (略)

(相互会社の更生手続による合併の登記の添付書面)

第九条 (略)

2 (略)

- 一 (略)
 - 二 合併により株式の併合又は分割をしたときは、保険業法第五十九条第三項の規定により従つものとされる商法第二百十五條第一項又は同法第二百十九條第一項の規定による公告をしたことを証する書面
 - 三 三十七 (略)
 - 八 合併により新株式会社が設立される場合には、次のイ及びロに掲げる書面
 - イ 保険業法第五十九條第三項の規定により従つものとされる商法第四百十三條ノ二第二項に規定する額を証する書面
 - ロ (略)
 - 3 (略)
 - 一 四 (略)
 - 五 合併後株式会社が存続する場合には、次のイから八までに掲げる書面
 - イ (略)
 - ロ 合併により資本を増加するときは、保険業法第五十九條第三項の規定により従つものとされる商法第四百十三條ノ二第一項に規定する限度額を証する書面
 - 八 (略)
- (相互会社の更生手続による組織変更における株式交換の登記の添付書面)

- 一 (略)
 - 二 合併により株式の併合又は分割をしたときは、保険業法第五十九條第三項の規定により従つものとされる商法第四百十六條第三項又は同法第二百二十條において準用する同法第二百十五條第一項の規定による公告をしたことを証する書面
 - 三 三十七 (略)
 - 八 合併により新株式会社が設立される場合には、次のイ及びロに掲げる書面
 - イ 保険業法第五十九條第三項の規定により従つものとされる商法第四百十三條ノ二第二項前段に規定する額を証する書面
 - ロ (略)
 - 3 (略)
 - 一 四 (略)
 - 五 合併後株式会社が存続する場合には、次のイから八までに掲げる書面
 - イ (略)
 - ロ 合併により資本を増加するときは、保険業法第五十九條第三項の規定により従つものとされる商法第四百十三條ノ二第一項前段に規定する限度額を証する書面
 - 八 (略)
- (相互会社の更生手続による組織変更における株式交換の登記の添付書面)

第十一条 (略)

一～五 (略)

六 株式交換により資本を増加するときは、保険業法第九十二条の
五第二項の規定により従うものとされる商法第三百五十七条に規
定する限度額を証する書面

七 (略)

(相互会社の更生手続による組織変更における株式移転の登記の添
付書面)

第十二条 (略)

一～六 (略)

七 商法第三百六十七条に規定する額を証する書面

第十一条 (略)

一～五 (略)

六 株式交換により資本を増加するときは、保険業法第九十二条の
五第二項の規定により従うものとされる商法第三百五十七条前段
に規定する限度額を証する書面

七 (略)

(相互会社の更生手続による組織変更における株式移転の登記の添
付書面)

第十二条 (略)

一～六 (略)

七 商法第三百六十七条前段に規定する額を証する書面